

東京都行政書士会北支部ホームページ事務所情報掲載規程

(目的等)

第1条 この規程は、東京都行政書士会北支部（以下「支部」という。）の支部会員が、支部のホームページ（以下「ホームページ」という。）に支部会員の事務所情報を掲載するにあたり、必要な事項を定めることを目的とし、掲載を希望する支部会員は本規程を遵守しなければならない。

(掲載の申込みができる者)

第2条 事務所情報の掲載申込みができるのは、支部細則第5条に規定される支部会員とする。ただし次の各号のいずれかに該当する支部会員は申し込みをすることができない。

- (1) 支部細則第9条に規定される支部会費の完納の事実を確認できないとき
- (2) 支部細則第5条第2項第3号に規定する支部会員
- (3) 東京都行政書士会による廃業の勧告、会員権の停止の処分を受け、復権を得ない者
- (4) 行政書士法による知事の懲戒処分を受け、復権を得ない者

2 掲載後に前項各号のいずれかに該当したことによって掲載が削除された支部会員が、再掲載を希望する場合には、前項各号に該当しないこととなった後に、あらためて掲載の申し込みをする。

(掲載の削除)

第3条 支部会員は掲載の削除を申し込むことができる。

- 2 支部は、支部会員が前条各号のいずれかに該当したときは、理事会の議決により掲載を削除することができる。
- 3 支部会員が退会したときは、支部は掲載を削除する。

(掲載の申込)

第4条 掲載を希望する支部会員は、この規程に同意のうえ、支部所定の申込書または申込フォーム等を用いて掲載の申込みを行う。

- 2 支部は、申込み内容を審査し、適切であると判断した場合に限りホームページへの掲載を承認するとともに、掲載を行なう。

(掲載できる情報の内容)

第5条 掲載できる情報の内容は、次の通りとする。

- (1) 支部会員の氏名、登録番号、特定行政書士の有無
- (2) 事務所名
- (3) 事務所所在地
- (4) 電話番号
- (5) メールアドレス
- (6) ホームページ URL (1 件まで掲載可)
- (7) 営業日、営業時間
- (8) 取扱い業務の分野
- (9) 顔写真 (支部会員のものに限る)
- (10) その他、支部が認めた事項

(禁止事項)

第6条 次のいずれかに該当する情報の内容はホームページに掲載できない。

- (1) 日本行政書士会連合会のホームページに掲載されている登録情報と異なる情報
- (2) 虚偽、誇張、または誤解を招く情報
- (3) 公序良俗に反する表現
- (4) 他の会員または第三者を誹謗中傷する内容
- (5) 行政書士業務と無関係な情報が主たる情報
- (6) その他支部が不適切と判断した情報

(掲載情報の更新および変更)

第7条 支部会員は、ホームページへの掲載情報に変更があった場合には、速やかに支部に報告し、変更の申込みを行わなければならない。

- 2 支部は、前条各号に該当する情報が掲載されていないかの確認を随時行うよう努める。
- 3 支部は、掲載情報が前条に抵触すると判断した場合には、掲載情報の変更を行なうことができる。ただし事前または事後に当該支部会員に確認し報告する。

(免責事項)

第8条 ホームページに掲載された情報の内容に関する責任は、掲載申込みを行った当該支部会員に帰属するものとする。

- 2 掲載情報に起因して生じた損害・トラブルについて、支部は一切の責任を負わない。
- 3 支部は、ホームページの閉鎖、大規模なリニューアル、その他ホームページへの事務所情報の掲載の継続が困難と判断した場合には、本情報掲載を一時的に中断しまたは終了する。

(改廃)

第9条 この規程を改正または廃止するときは、理事会の議決を要する。

附 則

- 1 この規程は、令和7年8月29日から施行する。